

(道路)

1 提出すべき書類 (各 1 部)

(1) 固定資産申告書 (別紙様式による)

(2) 同 付 属 表

ア 種類別明細書 (付属表 1 の様式による)

イ 価格等の市町村別明細表 (付属表 2 の様式による)

(3) 参 考 資 料

ア 法人税申告書及び同明細書 (法人税法施行規則別表13(1)、同表13(2)、同表16(1)、同表16(2)、同表16(5)、同表16(8)及び特別償却の附表) の写し

イ 事業報告書

ウ 固定資産評価基準第 3 章第 1 節三ただし書、九及び十一の規定の適用がある場合には、それを証する書類

※ ア及びイについては、令和 6 年 1 月 1 日以前の直近に終了した 1 事業年度分 (事業年度が 6 か月である場合には、2 事業年度分) に係るもの

2 固定資産申告書及び同付属表の提出に関する注意事項

(1) 用紙は A 4 版とし、紙質はペン書に適し、かつ、保管に耐えるものを使用すること。

(2) 固定資産申告書及び同付属表は、様式に従い「3 固定資産申告書及び同付属表の記載要領」に示すところによって作成し、順序に従って編てつすること。

3 固定資産申告書及び同付属表の記載要領

(1) 一般的事項について

ア 固定資産申告書及び同付属表は、令和 6 年 1 月 1 日現在において所有する道路事業用償却資産について作成すること。

イ 固定資産申告書及び同付属表中「※」印の欄は、申告者において記載することを要しないこと。

ウ 価額等の算出過程において円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てること。

(2) 「固定資産申告書」について

「法人番号」の欄には、国税庁長官から通知のあった13桁の法人番号を記載すること。

固定資産申告書には、それぞれ次に掲げる額を資産の種類別に記載すること。

ア 「前年度の価額 (イ)」の欄には、令和 5 年度の固定資産申告書の「価額の計 (ホ) + (チ) (リ)」の欄の額

イ 「(イ)のうち前年中に減少したもの (ロ)」の欄には、付属表 1 の「前年中減少資産の前年度の価額 (ハ)」の欄の額

ウ 「(ハ)に係る控除額(ニ)」の欄には、「(イ)－(ロ) (ハ)」の欄の額から「価額(ホ)」の欄の額を控除した額

エ 「価額(ホ)」の欄には、付属表1の「価額(ニ)×(ホ) (ヘ)」の欄の額

オ 「取得価額(ヘ)」の欄には、付属表1の「取得価額(ト)」の欄の額

カ 「(ヘ)に係る控除額(ト)」の欄には、「取得価額(ヘ)」の欄の額から「価額(チ)」の欄の額を控除した額

キ 「価額(チ)」の欄には、付属表1の「価額(ト)×(チ) (リ)」の欄の額

ク 「決定価格(ヌ)」の欄には、「価額の計(ホ)＋(チ) (リ)」の欄の額

(3) 「付属表1 種類別明細書」について

ア この表には、資産を前年前に取得したものと前年中に取得したものと及びその価額が評価額の最低限度に達したものと最低限度に達しないものに区分して記載すること。また、その資産が業務設備に属するものであるときは、「備考」の欄に業と記載すること。

イ 課税標準の特例の適用を受ける資産については、それ以外の資産と区分して記載するとともに、「備考」の欄に特例適用条項を明記すること。

ウ 「資産の種類」の欄には、自動車道構築物、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品の別を記載すること。

エ 「細目」の欄には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(以下「耐用年数省令」という。)別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6の細目又は設備の区分に準じて具体的に記載すること。

オ 「耐用年数」の欄には、耐用年数省令別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数を記載すること。ただし、法人税法施行令第57条第1項の規定により国税局長の承認を受けた耐用年数によるものにあつてはその承認を受けた耐用年数を、耐用年数の全部又は一部を経過した償却資産で耐用年数省令第3条第1項及び第2項の規定による耐用年数によるものにあつてはその耐用年数を記載すること。

カ 「取得価額(イ)」及び「取得価額(ト)」の欄には、償却資産を取得するために、その取得時において通常支出すべき金額(その償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他その償却資産をその用途に供するために直接要した費用の額を含む。)を記載するものであるが、具体的には、原則として法人税法及びこれに基づく命令による所得の計算上その償却資産の減価償却費の計算の基礎となる取得価額の算定の方法の例によって算定したものを記載すること。

なお、取得価額の算定に当たっては、法人税法第42条から第50条までの規定により、法人の各事業年度の所得の計算上損金に算入される額は、その償却資産の取得価額に含めること。

キ 「前年度の価額(ロ)」の欄には、令和5年度の固定資産申告書付属表1の「価額の計(ヘ)＋(リ) (ヌ)」の欄の額をそのまま記載すること。

ク 「前年中減少資産の前年度の価額(ハ)」の欄には、令和5年1月1日現在において所有していた償却資産のうち、令和5年1月2日以降において減少した資産の令和5年度の価額を記載すること。

ケ 「減価残存率(ホ)」及び「減価残存率(チ)」の欄には、その償却資産の耐用年数に应ずる別表1の「減価残存率表」の率を記載すること。

コ 「課税標準額（ヲ）」の欄には、課税標準の特例の適用のない資産については「決定価格（ル）」をそのまま記載し、課税標準の特例の適用のある資産については「決定価格（ル）」にそれぞれの特例率を乗じて得た額を記載すること。

(4) 「付属表2 価格等の市町村別明細表」について

ア 道路及び道路に付属する償却資産については、付属表1の「決定価格（ル）」及び「課税標準額（ヲ）」の欄の額を所在する市町村ごとの道路の延長によってあん分した後の額を記載すること。

イ 業務設備については、付属表1の「決定価格（ル）」及び「課税標準額（ヲ）」の欄の額を所在する市町村ごとに記載すること。この場合において、業務設備を収容する建物が2以上の市町村にわたるときは、その建物の床面積によりあん分した後の額を記載すること。

4 提出先 総務省自治税務局固定資産税課 償却資産係

メールアドレス：syokyaku@soumu.go.jp

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

電話（代表）03-5253-5111（内線：23621）